

広島県告示第二百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

川角五丁目一九地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
安芸郡	熊野町	川角	大原	二六六番一 二六五番	標柱一号、二号、三号、 四号及び六号 標柱五号